平成２７年（フ）第６７号
茨城県水戸市見川５丁目384番地の13　クレセント105号
債務者　小峰　　裕
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第９号
茨城県潮来市水原474
債務者　小沼　春美
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第１０号
茨城県潮来市須賀南５番地１
債務者　藤倉　寛幸
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第１２号
茨城県神栖市神栖３丁目８番16号　第２宮内荘６号
債務者　熊田富士男
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第４６７号
川崎市川崎区旭町２丁目19番２－101号　第２上田ビル、前住所川崎市川崎区旭町２丁目19番２－202号　第２上田ビル
債務者　古山　隆志
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３０号
川崎市多摩区布田11番３号　202
債務者　古谷　美香（旧姓小西）
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５２号
川崎市中原区井田３丁目５番22号　パール元住吉201
債務者　中島　良晴
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５６号
川崎市中原区苅宿21番９号　コーポラスオーヤ201
債務者　酒井　和広
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第９４号
川崎市幸区小倉５丁目25番12―308号　川崎モンテローザ、前住所川崎市川崎区日進町１番地　サンスクエア川崎６－201
債務者　西浦　隆一
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第９５号
川崎市川崎区桜本１丁目８番５号　コーポ清水201
債務者　中村　光世
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１００号
川崎市麻生区高石１丁目12番１号　パルコ百合丘201
債務者　野寄　和明
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４３０号
岐阜市吹上町６丁目26番地１　吹上ビル303号室
債務者　加藤　　薫
1　決定年月日時　平成27年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第６２号
静岡県富士宮市狩宿254番地の８
債務者　井出　容子
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第７３号
奈良県生駒郡斑鳩町目安北２丁目７番14号
債務者　中原　智子
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１９号
奈良県葛城市八川300番地７
債務者　田中　千賀
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２９号
愛媛県新居浜市泉池町８番24号
債務者　齋藤　　猛
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第３０号
愛媛県新居浜市泉池町８番24号
債務者　齋藤万里子
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
松山地方裁判所西条支部